

具体的対応方針の再検証要請について

資料2

1. 基本的な考え方

- 「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が1領域でも該当して
いる公立・公的医療機関等は、該当した領域について、期限等を現時点で設けず、役割等の検討に着手するよう求める。（具体的な検討の進め方
については、今後整理の上、通知予定。）
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」
(診療実績が無い場合も含む。) が6領域（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となつては、公立・公的医療機関等に
対しては、期限を定め、再検証を求めることとする。

2. 再検証要請の内容

各医療機関、地域医療構想調整会議で以下の事項を検討・協議し、調整会議にて合意を得ること。

【再検証における留意事項】

- 公立・公的医療機関等については、設置主体ごとに、期待される役割
や税制上・財政上の措置等の状況が異なつていることに留意が必要。
- ダウンサイ징等の一定の見直し(対応)をすることで既に合意されているような場合については、見直しが十分であるか調整会議で明示的
かつ丁寧に議論を行い、更なる対応の必要性について検討すること。
十分な見直しがなされていると調整会議で合意を得られれば、更なる
取組は不要。
- 病床機能報告が行われていない医療機関については、今後検討の上、
必要な対応について通知予定。

再検証対象医療機関（A9・B6病院）、調整会議の検討・協議事項

- 以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議。
なお、B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④⑤についても協議。
- ① 現在の地域の急性期機能や人口とその推移等、医療機関を取り巻く
環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理(※)
 - ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性
(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等)
 - ③②の結果得られる4機能別の病床の変動
 - ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の医療提供体制の姿
 - ⑤④の結果得られる構想区域全体の2025年の4機能別病床数

※ 周囲に医療機関が無く引き続き急性期機能を担う必要がある場合や、今回の分析対象となつない診療領域に特化してお引き続き急性期病床が必要である場合は、
当該項目で記載することを想定。

3. 調整会議の運営

- 会議資料や議事録はできる限り速やかに公表すること。
- より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 客観的なデータや第三者的な視点の活用についても検討すること。

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」等を踏まえ、今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の進捗状況を把握するとともに、今後の具体的な進め方(スケジュール等)について、整理の上改めて通知予定。

重点支援区域について

1 背景

経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。

2 基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ（随時募集）、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能の再編や病床数等の適正化に関する方向性を決めるものではなく、また、重点支援区域に選定された後も、結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。
- 「重点支援区域」における事例としての対象は、複数医療機関の医療機能再編等事例とする。なお、再検証対象医療機関※が対象となっていない事例も対象となり得る。

※ 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」（診療実績がない場合も含む。）が 9 領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」（診療実績がない場合も含む。）が 6 領域（人口 100 万人以上の構想区域を除く。）全てとなっている公立・公的医療機関等

3 支援内容

【技術的支援】

- ・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- ・関係者との意見調整の場の開催 等

【財政的支援】

- ・地域医療介護総合確保基金の令和 2 年度配分における優先配分
- ・新たな病床ダウンサイジング支援を一層手厚く実施